

## 郡山市奨学金代理返還制度導入促進補助金 よくある問合せ

No.	質問	回答
1	導入に係る費用だけでなく、制度導入後、実際に返還に要した費用の助成はないのでしょうか。	本事業は、物価の高騰の影響を受けている市内中小企業等における人材の確保・定着の促進を図るために奨学金代理返還制度の導入促進を目的として実施するものです。 なお、奨学金の返還支援を持続可能なものとしていくためには、企業が継続的かつ自主的な取組みとして実施していただくことが重要であると考えており、奨学金返還額そのものに対する支援は現時点で考えておりません。
2	支援対象者の所得税が非課税になり得るとありますが、非課税にならないのはどのような場合ですか。	税制度については、詳細は、国税庁のウェブページ「学資に充てるための費用を支出したとき」 ( <a href="https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2588.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2588.htm</a> ) をご覧ください。国税庁に直接ご確認ください。
3	支援内容（金額・期間・条件等）はどのように決めるのですか。	奨学金代理返還制度の支援内容（金額・期間・条件等）は、事業者が自由に設定できます。 ただし、事業者名や支援内容を、郡山市のホームページで公表しますので、ご承知おきください。
4	奨学金代理返還制度を従業員へ周知するにあたり、どのような方法がありますか。	社内の掲示板などに掲示する、職場内でメールや文書を回覧し通知する、従業員に対し説明会を開く等を想定しております。
5	「日本学生支援機構に『企業等の奨学金返還支援（代理返還）制度』の申込を行っているもの」とありますが、そのことを証明する書類は何を提出すればいいですか。	日本学生支援機構に奨学金代理返還制度の申込をすると奨学金返還支援システム（スカラKI）を利用するためのユーザーID及びパスワードが記載された通知文が郵送されてきます。その通知文の写しを提出してください。 (ユーザーID及びパスワード部分は黒塗り等で処理をお願いいたします。)
6	「5年以内に被保険者である従業員等を雇い入れる意思を有するもの」とありますが、奨学金代理返還制度の対象者を雇用しないといけないのですか。	雇用の促進を進めていただくため、採用活動を行っていただきたいという趣旨によるものです。そのため、採用活動を行うのであれば、奨学金利用者であるかどうかは問いません。
7	補助金受給後、業績が悪くなった場合、奨学金代理返還制度をやめるという選択をすることは可能ですか。	本補助金については、5年間の制度継続が支給要件になっております。そのため、補助金の申請にあたっては、最低でも5年間は制度を継続できるのかよく検討のうえ、申請いただくようにお願いします。
8	制度を5年間継続せず、途中で廃止した場合はどうなりますか。	本補助金は5年間の継続を誓約いただいた事業者に支給するものです。対象要件に該当しない事実や虚偽等が発覚した時は、補助金の支給決定を取り消し、補助金の返還を求めることがあります。

## 郡山市奨学金代理返還制度導入促進補助金 よくある問合せ

No.	質問	回答
9	郡山市ホームページ等で制度導入企業を公表するとありますが、どのように公表するのですか。	市ホームページにて、奨学金代理返還制度を導入している企業の企業名・所在地・支援内容等を一覧にし、掲載いたします。
10	「補助対象者のウェブサイト、公共職業安定所及び職業紹介事業を行う者を通じて提供する求人情報等において奨学金代理返還制度を導入していることを明示するもの」とありますが、どのように記載すればいいのでしょうか。	想定している記載例としては下記のとおりです。 【求人票】福利厚生や特記事項欄に、「奨学金代理返還制度あり」と記載する等 【自社ウェブサイト】新着情報に奨学金代理返還制度を導入した旨のお知らせを掲載する、新卒採用ページに福利厚生の紹介として制度について掲載する等
11	自社のウェブサイトを持っていない場合は、どうすればよいですか。	ハローワークや民間人材サービス会社などに掲載している求人票に、奨学金代理返還制度を導入している旨を記載し、その求人票を提出してください。
12	制度導入時点で奨学金を返還している従業員がいない場合は対象となりますか。	対象となります。ただし、雇用保険の被保険者である従業員等が1名以上いる必要があります。
13	本事業の開始前（令和8年3月31日以前）に、既に日本学生支援機構に係る奨学金代理返還制度を導入していましたが、補助金の対象となりますか。	令和8年3月31日以前に制度導入済みであれば、対象外となります。
14	補助金受給後に奨学金代理返還制度を利用していた従業員が離職した場合はどうなりますか。	本補助金は、制度の導入促進を図ることを目的にしているため、現在対象者がいるか否かは要件ではありません。そのため、制度そのものを継続するのであれば、従業員が離職しても補助金の返還は不要です。
15	SNSを広報媒体として使用しているため、自社ウェブサイトがありませんが、SNSに掲載すれば認められますか。	申請の要件として、自社ウェブサイトや求人票により御社の支援内容を社外に告知する必要があります。求人活動中であれば、ハローワーク等に掲載している求人票に記載のうえ、ご提出ください。 また、求人活動をしていないのであれば、今回の補助金で誰もが閲覧できる自社ウェブサイトを開設いただき、掲載してください。
16	自社ウェブサイトへの掲載は「制度を導入した」という一文だけでもいいのでしょうか。	自社ウェブサイトには「奨学金代理返還制度を導入した」と分かる記載があれば申請可能です。ただし、事業者名や支援内容（金額・期間・条件等）を、市のホームページで公表しますので、ご承知おきください。
17	就業規則は届出を出し、押印したものでなければならぬのでしょうか。	会社名、条文、施行日がわかれば問題ありません。

## 郡山市奨学金代理返還制度導入促進補助金 よくある問合せ

No.	質問	回答
18	10人未満の事業所で就業規則を作成していないため、代理返還制度に関する規程のみ整備し、提出しても要件として満たされますか。	問題ございません。ただし、今回の補助金は人材確保・定着につなげる狙いがございますので、これを機に働きやすい職場環境づくりのために就業規則の整備をご一考ください。
19	奨学金代理返還制度について求人票のどこに記載すればよいですか？	「賃金・手当（その他手当付記事項）」または「求人に関する特記事項」に記載してください。
20	郡山市ホームページで公表される情報は何か。	企業名、所在地、支援内容、支援期間等を公表します。
21	制度導入済みであったため、補助金の支給を受けていませんが、郡山市のウェブサイト企業情報を掲載してもらえますか。	はい。希望があれば、市ウェブサイトに掲載いたします。産業雇用政策課（024-925-2251）にお問い合わせください。